

## 第2章 台風災害応急対策計画

### 第1節 台風災害事前対策

本計画は、台風の常襲地帯となっている本県において、台風の接近及び接近のおそれがある場合の組織体制等を特別に掲げ、本町域の被害軽減を目的とする。

#### 1 防災知識等の普及計画（実施主体：各対策班）

台風被害を最小限に抑えるためには、事前の対策が重要な要素である。

台風が発生し、沖縄本島地方に影響を及ぼすまでには時間的猶予があり、その間に対策を講じられるよう町民に対して下記事項の啓発・広報等を継続して行う。

実施区分	班名
防災知識の広報	総務対策班
暴風時等の危険場所に関する注意喚起	総務対策班、土木対策班、教育総務対策班、学校教育対策班
避難場所の設定及び利用に関すること	総務対策班、福祉対策班
町民への協力事項（ごみ収集日の変更等）	住民環境対策班
気象情報等に関すること	総務対策班

#### 2 警戒準備体制（実施主体：各対策班）

台風が沖縄本島地方に影響を与えると予想される場合は、各対策班において台風の接近に備えて事前対策を講じるものとする。

##### (1) 総務部

総務対策班	警戒要員を配置し、情報収集活動及び台風対策等に必要な資機材の点検を行う。閉庁になった場合の業務が円滑に行われるよう事前の調整を図る。所管する庁舎等の保全対策を講じる。
住民環境対策班	閉庁になった場合の業務が円滑に行われるよう事前の調整を図る。ごみ収集日の収集に関する対応。

##### (2) 民生部

福祉対策班	事前に保育所・児童館等の施設の暴風雨対策及び休園連絡調整等にあたる。
	所管する高齢者及び身体障がい者の独居世帯の巡視等その対策にあたる。

### (3) 経済建設部

土木対策班	閉庁になった場合の業務が円滑に行われるよう事前の調整を図る。 町内の地すべり、急傾斜地箇所等の巡視を行う。 所管する道路、河川排水等の巡視を行い、必要であれば事前に対策を講じる。
	施工中で所管する工事現場等の巡視を行い、事前に対策を講じる。 必要があれば建設資機材等の整理整頓などの指導を行う。
産業振興対策班	農林水産物施設の被害対策を関係機関と連絡調整を行い、必要な時は事前に対策を講じる。所管する農地及び農業用施設の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
区画下水道対策班	閉庁になった場合の業務が円滑に行われるよう事前の調整を図る。 施工中で所管する工事現場等の巡視を行い、事前に対策を講じる。 必要があれば建設資機材等の整理整頓等の指導を行う。

### (4) 教育部

教育総務対策班	所管する庁舎の保全対策を講じる。 所管する学校施設等の保全対策を講じる。
学校教育対策班	児童・生徒の登下校時の安全対策を講じる。
生涯学習文化対策班	所管する社会教育施設等の保全対策を講じる。 所管する文化財等の保全対策を講じる。

## 第2節 暴風警報発表時等の体制

暴風警戒発表時等の体制は、第2編地震・津波編第1章の「第1節 組織計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

なお、災害警戒本部及び災害対策本部の設置基準は以下のとおりとする。

#### 設置基準

本部名	設置基準
災害警戒本部	沖縄本島地方に暴風警報が発表された時、又は発表されるおそれがある時。 ※台風が勤務時間外及び祝祭日に接近することが予想される場合には、事前に設置日時等の協議を行い、その決定事項を各部の部長・対策班長等へ指示し備えるものとする。
災害対策本部	町全域にわたって台風により甚大な被害が発生した時、又は甚大な被害が発生するおそれがある時。